

京都教区規則集

2024年10月1日現在

目次

第1編 教区議会

京都教区教区会・教区門徒会合同会議運営細則	1
京都教区教区会・教区門徒会議事細則	2
京都教区門徒会規則	4
京都教区教区会参事会員・教区門徒会常任委員 の選出に関する申し合わせ事項	5

第2編 教化

京都教区教化委員会規則	6
京都教区寺院活性化支援室運営細則	9
京都教区部落差別問題に学ぶ同朋協議会規則	10
京都教区共学研修院規程	12

第3編 財務その他

京都教区財政委員会規則	14
京都教区緊急事態対策委員会規則	16
京都教区常磐会館運営規程	17
京都教区災害支援対策規程	19
京都教区減免規程	21
京都教区転退職慰労金給付規程	23
京都教区財政調整資金規程	24
京都教区諸施設営繕資金規程	25
京都教区会館護持金積立金規程	26
京都教区事務内規	27

第4編 教区所属団体

真宗大谷派京都教区坊守会規則	29
京都教区推進員協議会規則	31
真宗大谷派京都教区仏教青年会規則	33
真宗大谷派京都教区児童教化連盟規則	35
真宗大谷派京都教区准堂衆会規則	37
真宗大谷派京都教区教誨師・篤志面接委員会規則	39
真宗大谷派京都教区保護司会規則	41
真宗大谷派京都教区靖国問題學習会規則	43
真宗大谷派京都教区福島の子どもたちの一時避難受け入れの会規則	44

京都教区 教区会・教区門徒会合同会議運営細則

(趣旨)

第1条 この運営細則は、教区制施行条規第17条による教区会及び教区門徒会の合同会議（以下「合同会議」という。）について定める。

(座長)

第2条 合同会議の座長は、教区会議長がこれに当たる。ただし、教区会議長に事故あるときは、教区門徒会長が代理する。

(議事)

第3条 合同会議は、教区会議員及び教区門徒会員の定数のそれぞれ半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第4条 合同会議の議案について議決しようとするときは、合同会議を閉会又は停止するものとし、教区会及び教区門徒会においてそれぞれ議決しなければならない。

(席次)

第5条 合同会議の席次は、その都度教区会議長がこれを定める。

(議事録)

第6条 合同会議の議事は、教区会及び教区門徒会の議事録にそれぞれの旨を記載するものとする。

(細則の変更)

第7条 この細則を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会においてそれぞれ出席者の3分の2以上の多数による議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

附 則

この細則は、長浜・京都教区新教区準備委員会の議決（2024年3月29日）を経て、宗務総長の承認（2024年4月23日）を得、2024年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、教区会の議決（2024年7月26日）及び教区門徒会の議決（2024年7月31日）を経て、宗務総長の承認（2024年9月3日）を得、2024年10月1日から施行する。

京都教区 教区会・教区門徒会議事細則

(設置)

第1条 京都教区における教区会及び教区門徒会の議事を円滑に運営するため、教区制第38条及び第63条に基づいて、京都教区教区会・教区門徒会議事細則（以下「細則」という。）を定める。

(議長・副議長・仮議長の互選)

第2条 教区制第27条第1項に規定される議長及び副議長は、教区会において単記無記名投票の選挙で互選する。

2 教区制第29条第2項に規定される仮議長の互選は、前項の規定に準ずる。

(当選人の決定)

第3条 最多得票数の者を当選人とする。

2 当選人が当選を辞退したときは、さらに選挙を行う。

(適正な議事運営)

第4条 教区会の適正な運営を期するため、会期中に限って、参事会が議会運営の職務を遂行する。

(議員協議会)

第5条 教区会議員の教区運営に係る意見交換等のために、議長が必要であると認めた時は、議員協議会（以下「協議会」という。）を設けることができる。

(案件の提案)

第6条 教区制第11条に基づいて、議員が案件を提案するときは、その案を具え理由を付し、議員3人以上の賛成者と連署して、教区会招集の10日前までに、これを議長に提出しなければならない。

(案件の撤回)

第7条 議員が前条により発議した案件を撤回しようとするときは、発議者及び賛成者の全員からこれを請求しなければならない。会議の議題となった後には、教区会の許可を要する。

(案件の審査)

第8条 議長に提出された案件は、参事会の議に付し、教区会における議員提案としての取り扱いについて審査する。

2 審査結果は、発議者及び賛成者に速やかに報告しなければならない。ただし、教区会において議員提案として取り扱わない場合は、協議会において取り扱うことができる。

3 次の各号に掲げるものは、議員提案として取り扱わない。

(1) 宗議会で採択されたもの。

(2) 教区制第10条第1項に合致しないもの。

(発言の回数)

第9条 発言は、同一議員につき、同一の議題について2回を超えることができない。ただし、議長の許可を得た時は、この限りでない。

(発言時間の制限)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、予め発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限に対して、出席議員の3人以上から異議があるときは、議長は会議に諮ってこれを決するものとする。

(議事進行に関する発言)

第11条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの、又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第12条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(会議の表決)

第13条 議長は、発言が終結したときは、表決に付する。

2 発言が続出して容易に終結しないときは、議員は、発言終結の動議を提案することができる。

3 議長は、前項の動議について、会議に諮つてこれを決するものとする。

4 表決には、条件を付けることができない。

(補則)

第14条 細則に定めのない事項について、議長は、第4条に定める参事会に諮つてこれを決するものとする。

(準用規定)

第15条 第2条から第14条までの規定は、教区門徒会にこれを準用する。

(細則の変更)

第16条 この細則を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この細則は、長浜・京都教区新教区準備委員会の議決（2024年3月29日）を得て、2024年7月1日から施行する。

京都教区 門徒会規則

(設置)

第1条 京都教区に、京都教区門徒会（以下「教区門徒会」という。）を置く。

(目的)

第2条 教区門徒会は、教区内の門徒代表として、教区における教化の振興を図るため、教区が行う施策について協議もしくは議決し、もって教区の運営に寄与するとともに、門徒相互の連携を深め、同信同朋の実を挙げることを目的とする。

(組織)

第3条 教区門徒会は、次に掲げる44人の教区門徒会員（以下「会員」という。）で組織する。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 組門徒会から選出されたもの | 43人 |
| (2) 前号のほか、組門徒会員の中から教務所長が推薦したもの | 1人 |

(任期)

第4条 会員の任期は、3年とする。補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 教区門徒会に次の役員を置き、会員の互選によって決める。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 1人 |
| (3) 常任委員 | 7人 |
| (4) 常任委員補充員 | 2人 |

2 会長は、会議の議長となり議事を整理し、教区門徒会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 常任委員は、会長・副会長とともに常任委員会を組織し、教区制に定める事項を行う。

(招集)

第6条 教区門徒会は、毎年1回教務所長がこれを招集するものとする。

2 教務所長は、特に必要と認めたときは、臨時会を招集することができる。ただし、この場合の議案は、教務所長が提出したものに限る。

(付議事項)

第7条 教務所長は、教区制第10条に定める事項を教区門徒会に付議する。

(議事)

第8条 教区門徒会の議事は、会員の半数以上の出席によって開き、出席会員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第9条 教区門徒会は、議事録を作成しなければならない。

(規則の変更)

第10条 この規則を変更しようとするときは、教区門徒会において、出席会員の3分の2以上の多数による議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、長浜・京都教区新教区準備委員会の議決（2024年3月29日）を経て、宗務総長の承認（2024年4月23日）を得、2024年7月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第2号に掲げる教区門徒会員の新教区発足当初の人数は、3人以内とし、46人以内で組織する。

京都教区 教区会参事会員・教区門徒会常任委員の 選出に関する申し合わせ事項

1 教区会参事会員の選出について

- (1) 教区制第44条により、教区会において互選すべき選出参事会員の数は7人とする。
- (2) 正副議長2人を含めた9人の参事会員は、旧長浜教区から3人、旧京都教区から6人をそれぞれ選出するものとする。
- (3) 補充員2人は、旧長浜教区から1人、旧京都教区から1人をそれぞれ選出する。
- (4) 欠員の補充は、欠員が出た旧教区の補充員を順位1とする。

2 教区門徒会常任委員の選出について

- (1) 教区制第59条により、教区門徒会員が互選する常任委員は、選出参事会員と同数の7人とする。
- (2) 正副会長2人を含めた9人の常任委員は、旧長浜教区から3人、旧京都教区から6人をそれぞれ選出するものとする。
- (3) 補充員2人は、旧長浜教区から1人、旧京都教区から1人をそれぞれ選出する。
- (4) 欠員の補充は、欠員が出た旧教区の補充員を順位1とする。

3 変更

- (1) 教区会参事会員の選出数にかかる申し合わせを変更しようとするときは、教区会において出席議員の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。
- (2) 教区門徒会常任委員の選出数にかかる申し合わせを変更しようとするときは、教区門徒会において出席会員の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

附 則

この申し合わせ事項は、長浜・京都教区新教区準備委員会の議決（2024年3月29日）を得て、2024年7月1日から施行する。

京都教区 教化委員会規則

(設置)

第1条 教区制第70条に基づき、教区に京都教区教化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会は、教化基本条例第5条の規定に基づき、教区の教化活動の振興を図るため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 教区教化研修計画の策定及び推進に関する事項

(2) 組及び第11条に定める特区並びに第12条に定める地区における共同教化の促進に必要な施策の策定及び推進に関する事項

(3) 別院及び教区所属団体との連携に関する事項

(4) 部落差別問題に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、教化委員長（以下「委員長」という。）及び教化委員（以下「委員」という。）で組織する。

2 委員長は、教務所長がこれにあたり、委員は次の各号に掲げる者について教務所長が委嘱する。

(1) 教区会議長及び教区会副議長

(2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会长

(3) 教区内別院専任輪番

(4) 第11条第2項の規則において設置された教化機関において互選された者

(5) 地区教化委員長

(6) 教区所属団体の長

(7) 教区部落差別問題に学ぶ同朋協議会会长

(8) 第6条第3項に掲げる者

3 前項各号に掲げる委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を統理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(招集及び議決)

第5条 委員会は、委員長の招集により毎年1回以上これを開き、第2条に規定する業務について審議する。

2 委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(教化本部)

第6条 第2条に掲げる業務の円滑な遂行を期し、委員会からの委任を受けて必要な業務を行うため、教区に教化本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 教区の教化研修計画の立案及び遂行に関する事項

(2) 第9条に定める各部会間の連絡及び調整に関する事項

(3) 寺院活性化支援室との連携に関する事項

(4) その他委員長が必要と認めた事項

3 本部は、教化本部長、教化本部副本部長、第8条第2項に定める教化本部専任委員及び第9条第2項に定める各部会の幹事で組織する。

4 本部長は、教区内の僧侶、門徒及び学識経験者の中から委員会が選定し、教区会及び

教区門徒会の承認を得て、委員長が任命する。

- 5 副本部長は、本部長が選定し、委員長が任命する。副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 本部長は、本部を代表し、次条に定める本部会の議長となる。
- 7 本部長及び副本部長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補充による本部長及び副本部長の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部会)

第7条 本部は、前条第2項に掲げる業務について協議するため、本部会を開催する。

- 2 本部会の会議は、委員長の同意を得て、本部長が招集する。
- 3 本部会の議事は、第5条第2項及び第3項に準ずるものとする。

(企画室の設置)

第8条 教区、特区、地区、組、寺院の教化に関する現状と課題を把握し、宗派及び他教区との連携強化を含め、教区全体の教化に資する事業内容について提案するため、本部に企画室を置く。

- 2 企画室は、次の者で組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部長が選定し、委員長が委嘱した教化本部専任委員 若干人

- 3 教化本部専任委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の設置)

第9条 本部で立案された教化研修計画を具体的に遂行するため、本部に次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 研修講座部会 僧侶、寺族及び門徒の講座と研修に関する事項
- (2) 青少幼年部会 青少幼年の育成と教化に関する事項
- (3) 出版部会 出版に関する事項

- 2 部会は、幹事並びに部会委員で構成する。

- 3 幹事並びに部会委員は、本部長が選定し、委員長が委嘱する。

- 4 幹事は、部会を代表し、部会の議長となり、幹事に事故ある時は、幹事が予め指名した部会委員がその職務を代理する。

- 5 部会の会議は、委員長の同意を得て幹事が招集する。

- 6 幹事並びに部会委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補充による幹事並びに部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(実行委員)

第10条 企画室及び部会における特定の事業を遂行するため、事業ごとに実行委員を置くことができる。

- 2 実行委員は、本部長が選定し、委員長が委嘱する。

(特区教化)

第11条 長浜・五村別院を崇敬する地域の実情に適応した教化の促進をはかるため、教区を別表1で定める特区に分け、教化事業を行う。

- 2 特区の教化機関（長浜教化センター）の規則は、別に定める。

- 3 前項に定める教化機関の経費は、別表1に定める組に属する寺院からの負担金、寄付金及び教区予算による助成金並びにその他の収入をもってこれを支弁する。

(地区教化)

第12条 地域の実情に適応した教化の促進を図るため、教区を別表2で定める地区に分け、教化事業を行う。

- 2 各地区的教化機関の規則は、別に定める。

- 3 前項に定める教化機関の経費は、各組の負担金、寄付金及び教区予算による助成金並

びにその他の収入をもってこれを支弁する。

(職員の出席)

第13条 教務所の職員は、何時でも本規則に定める諸会議に出席して意見を述べることができる。

(参考人)

第14条 委員長は、必要に応じて本規則に定める諸会議に参考人の出席を要請し、説明及び意見を求めることができる。

(事務)

第15条 委員会及び本部の事務は、教務所が行う。

(規則の変更)

第16条 この規則を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、長浜・京都教区新教区準備委員会の議決（2024年3月29日）を経て、宗務総長の承認（2024年4月16日）を得、2024年7月1日から施行する。ただし、この規則施行の準備に必要な事項は、規則施行前に行うことができる。
- 2 この規則施行の際の、本部長の選定は、第6条第4項によらず、新教区準備委員会で選定し、教区教化委員長が任命する。
- 3 この規則施行後、最初に選定される第3条第2項及び第9条第6項に定める委員の任期は、2026年5月31日をもって満了する。
- 4 この規則に規定される教区所属団体の長とは、教区坊守会、教区推進員連絡協議会、教区仏教青年会、教区児童教化連盟を示す。
- 5 この規則の施行前に定められた地区教化機関の規則は、第12条に定める規則とみなす。

別表1

名称	所属組
長浜特区	長浜第12組、長浜第13組、長浜第14組、長浜第15組、長浜第16組 長浜第17組、長浜第18組、長浜第19組、長浜第20組、長浜第21組 長浜第22組、長浜第23組、長浜第24組、敦賀組

別表2

名称	所属組
山城地区	山城第1組、山城第2組、山城第3組、山城第4組、山城第5組
湖南地区	近江第1組、近江第2組、近江第3組、近江第4組、近江第5組
湖東地区	近江第6組、近江第7組、近江第8組、近江第9組、近江第10組 近江第11組
湖西地区	近江第25東組、近江第25西組、近江第26組
若狭地区	若狭第1組、若狭第2組
丹但地区	丹波第1組、丹波第2組、丹波第3組、但馬組
雲因地区	因伯組、出雲組
石見地区	石東組、石西組

京都教区 寺院活性化支援室運営細則

(設置)

第1条 寺院活性化支援推進条例第4条に基づき、教区に京都教区寺院活性化支援室（以下「支援室」という。）を設置する。

(目的)

第2条 支援室は、教区教化委員会が定める教区教化研修計画に基づき、第3条に掲げる業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 寺院の運営及び教化活動の活性化支援に関する事項
- (2) 過疎・過密地域の寺院における教化の支援に関する事項
- (3) 青少幼年教化の支援に関する事項
- (4) 教区支援員の研鑽及び情報共有に関する事項
- (5) その他必要な事項

(運営)

第4条 支援室の業務を円滑に運営するため、支援室会議を行う。

2 支援室会議は、京都教区教化委員会規則第6条第3項に定める委員で組織する。

3 委員の任期は、当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

4 支援室に室長を置き、京都教区教化委員会規則第6条第4項に定める本部長がこれにあたり、支援室会議の議長となる。

(教区支援員)

第5条 支援室における特定の事業を遂行するため、寺院活性化支援推進条例施行条規第2条に定める教区支援員を置き、同条規第22条に定める専門講習修了者名簿に登録された者のうち、教区内の僧侶、門徒及び学識経験者の中から、教務所長の上申により宗務総長がこれを任命する。

2 教区支援員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 寺院運営活性化支援担当
- (2) 過疎・過密地域寺院教化支援担当
- (3) 青少幼年教化支援担当

3 教区支援員の任期は、京都教区教化委員会規則第6条第7項を準用する。

(招集)

第6条 支援室会議は、教務所長の同意を得て、室長が招集する。

(職員の出席)

第7条 教務所の職員は、何時でも会議に出席して意見を述べることができる。

(参考人)

第8条 支援室が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(細則の変更)

第9条 この細則を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この細則は、長浜・京都教区新教区準備委員会の議決（2024年3月29日）を得て、2024年7月1日から施行する。

京都教区 部落差別問題に学ぶ同朋協議会規則

(設置)

第1条 教化基本条例第5条第2項に基づき、教区に京都教区部落差別問題に学ぶ同朋協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 協議会は、教化基本条例第2条に則り、部落差別問題をはじめとする差別問題（以下「差別問題」という。）に関する基本的認識を深め、教区教化に資することを目的とする。

(業務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 差別問題に関する研究と調査
- (2) 差別問題に関する資料の収集と整理保存
- (3) 差別問題に関する教化事業の計画と遂行
- (4) その他必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる協議会委員（以下「委員」という。）35人以内で組織する。

- | | |
|--|-------|
| (1) 教区教化委員会規則別表第1号に定める特区内の各組から組教化委員長が推薦した者 | 14人 |
| (2) 教区教化委員会規則別表第2号に定める地区から地区教化委員長が推薦した者 | 8人 |
| (3) 教区教化委員会規則第6条第3項に定める者の中から教化本部長が推薦した者 | 1人 |
| (4) 教区内の僧侶及び門徒並びに学識経験者の中から教区教化委員長が推薦した者 | 12人以内 |

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

3 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(常任委員会)

第6条 協議会は、教区教化委員会との充分な連携のもとに、第3条で規定する業務を円滑に遂行するため、協議会に常任委員会を置く。

2 常任委員会は、正副会長及び常任委員5人で組織する。

3 常任委員は、委員の互選によって定める。

4 常任委員会は、次に掲げる事項を付議する。

- (1) 協議会の事業計画の立案に関する事項
- (2) 協議会から委任された事項
- (3) 協議会の議決を経るいとまのない臨時緊急の事項
- (4) その他必要と認めた事項

5 前項各号の結果は、協議会に報告しなければならない。

(招集)

第7条 協議会及び常任委員会は、教区教化委員長の同意を得て、会長が招集する。

(班の設置)

第8条 協議会は、特定の業務を行うため、委員を班に分けることができる。

2 班に班長を置く。

(参考人)

第9条 会長が必要と認めるときは、協議会に参考人の出席を求めて、意見及び説明を求めることができる。

(職員の出席)

第10条 教務所の職員は、何時でも会議に出席して意見を述べることができる。

(事務)

第11条 協議会の事務は、教務所が行う。

(報告)

第12条 会長は、協議会の結果を教区教化委員長に報告しなければならない。

(規則の変更)

第13条 この規則を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、長浜・京都教区新教区準備委員会の議決（2024年3月29日）を得て、2024年7月1日から施行する。ただし、この規則施行の準備に必要な事項は、規則施行前に行うことができる。
- 2 この規則施行の際、第4条第1項第1号に掲げる委員は、長浜教区部落差別問題協議会規則第4条第1項第1号の委員をこれにあてる。
- 3 この規則施行の際、委員の任期は、従前の規定に関わらず、2026年6月30日をもって満了する。

京都教区 共学研修院規程

(目的及び設置)

第1条 宗祖としての親鸞聖人の教えに聞き歩む「念佛者の誕生」に重点を置き、僧侶の研鑽の場とし、朋友と共に学ぶことの意義を共有することを目的として、京都教区共学研修院（以下「研修院」という。）を設ける。

(事務所)

第2条 研修院の事務所は、京都教務所内に置く。

(業務)

第3条 研修院は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 第5条第1項第3号に定める研修院生の研鑽
- (2) 研修会（公開講座）の開催
- (3) 教化に必要な資料の収集及びその整理
- (4) その他必要な事項

(研修院の統理及び教区の諸機関との連携)

第4条 研修院は、教務所長が統理する。

2 研修院は、教区教化委員会と緊密な連携を保たなければならない。

(組織及び職務)

第5条 研修院は、次の者をもって組織する。

- (1) 院長 1人
- (2) 指導 若干人
- (3) 研修院生

2 院長は、研修院生を指揮監督する。

3 指導は、院長の命を受け、研修院生を指導助言する。

4 院長及び指導は、教務所長が委嘱し、その任期は3年とする。

5 研修院生は、京都教区内の大谷派教師からの応募により、教務所長が委嘱する。

6 研修院生の任期は、3年とし、院長及び指導の指揮を受け研鑽を積む。

(講師)

第6条 研修院の業務を遂行するため、必要に応じて講師を招集することができる。

(運営委員会)

第7条 研修院を運営するため、運営委員会を設け、運営委員長（以下「委員長」という。）は教務所長があたり、年1回以上これを招集する。

2 前項の運営委員会は、教務所長及び次に掲げる者で組織する。

- (1) 教区会議長及び教区会副議長
- (2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会長
- (3) 教区会参事会で互選された者 1人
- (4) 教区門徒会常任委員会で互選された者 1人
- (5) 京都教区教化委員会規則第6条第4項に定める教化本部長
- (6) 院長
- (7) 指導

3 前項第1号から第7号までの委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

4 運営委員会は、研修院の事業計画及び予決算、その他運営に関する必要事項を審議する。

5 運営委員会は、委員の半数以上の出席をもって開催し、議決は出席委員の過半数で決定する。ただし、可否同数の場合は委員長の決定による。

6 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(会計)

第8条 研修院に関する経費を経理するため、「京都教区教学研鑽機関特別会計」を設置する。

- 2 この会計は、回付受金その他の収入をもって歳入とし、研修費、人件費及びその他の支出をもって歳出とする。
- 3 この会計の決算は、教区監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会の承認を得なければならない。
- 4 この会計の予算は、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。
- 5 会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年の6月30日に終わるものとする。

(職員の出席)

第9条 教務所の職員は、何時でも会議に出席して意見を述べることができる。

(規程の変更)

第10条 この規程を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、長浜・京都教区新教区準備委員会の議決（2024年3月29日）を得て、2024年7月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、長浜教区共学研修院の院長及び指導並びに研修院生を本規程の院長及び指導並びに研修院生と見なす。
- 3 この規程施行の際、院長及び指導並びに研修院生の任期は、第5条の規定に関わらず2026年6月30日までとする。
- 4 この規程施行の際、長浜教区共学研修院規則第7条第4項に定める運営委員会の審議結果は、本規則の第7条第4項に定める運営委員会の審議結果と見なす。

京都教区 財政委員会規則

(設置)

第1条 教区制第2条各号に定める教務所長の職務中、第11号に規定する財務に関する事項について教務所長の諮問に応えるため、京都教区に京都教区財政委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、御依頼割当基準の適正化及び教区財政の安定を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、52人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について教務所長が委嘱する。

(1) 組長

(2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会長

(3) 教区門徒会常任委員

3 委員の任期は、それぞれの当該役職の在職中とする。

(委員長)

第4条 委員の互選により委員会に委員長1人を置く。

2 委員長は、会務を統理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、教務所長が招集する。

(議事及び協議の結果)

第6条 委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。可否同数の時は、委員長の決するところによる。

2 協議の結果は、委員長から教務所長に少数意見を付して、文書をもって報告しなければならない。

(意見)

第7条 委員が会議に出席できない時は、協議事項に関して意見書を提出する。

2 第3条第2項第1号の委員が会議に出席できない時は、当該組の副組長を出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第8条 委員会は、必要により専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員会から付託された事項を研究、調査する。

3 専門部会に属する委員は、委員が互選する。

4 専門部会の議事を整理するため、専門部会の互選により主査1人を置く。

5 専門部会は、主査が委員長の同意を得て招集する。

6 主査は、専門部会の結果を委員長に報告しなければならない。

(中間報告)

第9条 教務所長は、何時でも協議の中間報告を求めることができる。

(教区会正副議長の出席)

第10条 教区会の正副議長は、何時でも会議に出席して意見を述べることができる。

(職員の出席)

第11条 教務所の職員は、何時でも会議に出席して意見を述べることができる。

(参考人の出席)

第12条 委員長が必要と認めるときは、教務所長の同意を得て、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務)

第13条 委員会の事務は、教務所が行う。

(規則の変更)

第14条 この規則を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規則は、長浜・京都教区新教区準備委員会の議決（2024年3月29日）を得て、2024年7月1日から施行する。

京都教区 緊急事態対策委員会規則

(設置)

第1条 宗門の緊急事態に対処するため、教区緊急事態対策委員会設置に関する達令により、京都教区に緊急事態対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、緊急事態について情報収集及び対策並びにその処理等を行い、必要に応じて教区内に周知することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教区会議長及び教区会副議長
- (2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会长
- (3) 教区会参事会員
- (4) 教区門徒会常任委員

2 前項各号に定める委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教区会議長の職にあるものがこれにあたる。

2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名した者がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、教務所長の同意を得て委員長が招集する。

2 教区会及び教区門徒会から要請があった場合は、委員会を開かなければならない。

(議事)

第6条 委員会の議事は、半数以上の委員の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(職員の出席)

第7条 教務所の職員は、何時でも会議に出席して意見を述べることができる。

(参考人)

第8条 委員会が必要と認めたときは、参考人の出席を求めて意見及び説明を聞くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、教務所が行う。

(規則の変更)

第10条 この規則を変更しようとするときは、教区会参事会及び教区門徒会常任委員会の議決を得なければならない。

附 則

この規則は、長浜・京都教区新教区準備委員会の議決（2024年3月29日）を得て、2024年7月1日から施行する。

京都教区 常磐会館運営規程

(目的)

第1条 京都教区 常磐会館（以下「会館」という。）は、宗祖親鸞聖人の立教開宗の精神に則り、教区教化の中心として機能すること並びに宗教法人「常磐会館」規則第4条の規定を達成することを目的とする。

(管理運営)

第2条 会館の管理者は、教務所長がこれにあたり、その事務は教務所員が行う。

(運営委員会)

第3条 会館の適正な管理運営を図るため、常磐会館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、教務所長及び次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教区会議長及び教区会副議長
- (2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会長
- (3) 山城第1組長
- (4) 山城第1組門徒会長

3 委員の任期は、その役職の在任期間とする。

4 委員は、教務所長が委嘱する。

(会長)

第4条 委員会の会長は、教務所長がこれにあたる。

2 委員会は、会長の招集により、必要に応じて開くことができる。

(会計)

第5条 会館を運営するために「京都教区常磐会館特別会計」を設置する。

2 この会計は、使用冥加金、懇志金、回付受金、その他の収入をもって歳入とし、莊厳費、行事費、營繕費及びその他の支出をもって歳出とする。

3 この会計の決算は、教区監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会の承認を得なければならない。

4 この会計の予算は、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

5 会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年の6月30日に終わるものとする。

(使用及び冥加金)

第6条 会館を使用する者は、事前に申請書を提出し、教務所長の許可を得なければならぬ。

2 会館を使用するときは、別表1に定める使用冥加金を納入するものとする。

(補則)

第7条 この規程の運用は、宗教法人「常磐会館」規則と併用して行う。

(規程の変更)

第8条 この規程を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、長浜・京都教区新教区準備委員会の議決（2024年3月29日）を得て、2024年7月1日から施行する。

別表1

階層	部屋名	午 前		午 後	
		9：00～12：00	12：00～16：30	9：00～12：00	12：00～16：30
2	大講堂	4, 000円		4, 000円	
2	第1会議室	1, 500円		1, 500円	
3	研修室	2, 500円		2, 500円	
3	第2会議室	2, 000円		2, 000円	

1. 教区内の研修は、上記金額。ただし、教区及び教区所属団体並びに宗務所主催は、無料。
2. 教区外及び外部団体は、上記金額の倍額。
3. 冠婚葬祭その他の使用の場合は、その都度教務所長が定める。

京都教区 災害支援対策規程

(目的)

第1条 この規程は、教区内外において災害が発生したとき、迅速かつ適切にその支援活動を展開するために必要な事項について定める。

(組織)

第2条 前条の目的を達成するために京都教区災害支援対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部は、次の各号に掲げる本部員で組織する。

- (1) 教区会議長及び教区会副議長
- (2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会长
- (3) 教区教化本部長
- (4) 教区坊守会長

3 本部員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても、後任者が就任するまで在任する。

(本部長及び副本部長)

第3条 本部に本部長及び副本部長1人を置く。

2 本部長は、教区会議長がこれにあたり、会務を統理し、本部を代表する。

3 副本部長は、教区門徒会長がこれにあたり、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する。

(招集)

第4条 本部は、教務所長が招集する。

(参考人の出席)

第5条 本部が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求めて意見及び説明を聞くことができる。

(組との連携)

第6条 教区内において災害が発生した場合、被災地に位置する組は、本部との連携を円滑に取らなければならない。

(諸機関・所属団体との連携)

第7条 本部は、真宗大谷派災害救援本部及び真宗大谷派現地救援本部並びに各教区災害救援機関との緊密な連携を保ちながら支援活動を推進するものとする。

2 本部は、教区内外の支援を行う際、必要により教区内の所属団体と連携して行うものとする。

(教区災害支援対策資金)

第8条 本部が行う支援活動に資するため、京都教区災害支援対策資金（以下「対策資金」という。）を設置し、保管金として別途にこれを経理する。

2 対策資金は、回付受金及びその他の収入をもって歳入とし、第1条に定める目的遂行のために必要な経費及び教区外への義援金の支出をもって歳出とする。

3 前項に定める対策資金からの支出は、本部の議決により行う。

4 対策資金の経理は、毎会計年度の計算書及び保管方法を示す書類を作成し、教区監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会に報告しなければならない。

(緊急対応)

第9条 教務所長は、教区内外で発生した災害の対応について、本部の議決を経ないとまがないと判断したときは、本部長と合議の上、初動の支援活動を行うことができる。

2 前項の対応は、隨時適正な方法をもって本部に報告するものとする。

(規程の変更)

第10条 この規程を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、長浜・京都教区新教区準備委員会の議決（2024年3月29日）を得て、
2024年7月1日から施行する。

京都教区 減免規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教区内寺院又は教会に係る宗派経常費及び教区費を軽減又は免除（以下「減免」という。）することについて必要な事項を定める。

(減免審査委員会)

第2条 前条に掲げる審議は、教区減免審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 教区会議長及び教区会副議長
- (2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会长
- (3) 教区会参事会員
- (4) 教区門徒会常任委員

3 委員会に委員長を置き、教区会議長がこれにあたる。

4 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名した者がその職務を代理する。

(寺院又は教会に係る減免基準)

第3条 寺院又は教会の被害に対する減免の基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 本堂及び庫裡が共に全焼、全壊若しくは滅失したときは、3年以内の期間を定めて免除する。

(2) 本堂又は庫裡のいずれかが全焼、全壊若しくは滅失したときは、2年以内の期間を定めて免除する。

(3) 本堂及び庫裡が共に半焼又は半壊したときは、2年以内の期間を定めて免除する。

(4) 本堂又は庫裡のいずれかが半焼又は半壊したときは、2年以内の期間及び10分の3から10分の7までの率を定めて軽減する。

2 前項に掲げる以外の災害であっても、その被害の程度が前項各号のいずれかに相当すると認められるものは、前項に準ずる。

3 所属する門徒が不在の寺院又は教会、並びに教務所長が特別の事由があると認めた寺院又は教会は、状況を勘案して減免することができる。

(門徒に係る減免基準)

第4条 広域災害により門徒が被災し、寺院又は教会の維持管理に著しい障害を生じたときは、その程度により、3年以内の期間を定めて免除するか、又は2年以内の期間及び10分の3から10分の7までの率を定めて軽減する。

2 前項以外の門徒の状況によって、寺院又は教会の維持管理に著しい障害を生じた場合においても、前項に準ずる。

(減免申請の手続)

第5条 第3条及び第4条の事由により、減免申請をする場合は、別に定める申請書に被害の状況及び納金の困難な事由を詳細に記載し、組長及び査察委員の証明を付して、教務所長に減免を願い出ることができる。なお、住職や教会主管者、代務者又は寺族代表者がいない場合は、当該組長が申請を代行することができるものとする。

2 教務所長は、前項の減免申請書を受理したときは、委員会を招集し、第3条及び第4条に規定する減免の基準について決定しなければならない。

3 前項の決定結果は、当該寺院及び教会並びに当該組長にそれぞれ通知しなければならない。

4 前項の決定結果は、教区会及び教区門徒会に報告する。

5 同条第2項による審議の結果、減免に該当しないと決定した場合は、その理由を付して、当該申請者及び組長に通知しなければならない。

(減免申請の提出期限)

第6条 4月末までに申請された前条の申請は、当該年度の扱いとし、5月1日以降の申請は、翌年度の扱いとする。

(減免の開始)

第7条 減免は、第5条の申請手続きにより決定した日の会計年度の翌年度から行う。

(減免による措置)

第8条 前条の減免開始により、当該寺院及び教会の減免された宗派経常費は、同朋相互扶助の精神に則り、教区内寺院及び教会の宗派経常費に加えて御依頼するものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

1 この規程は、長浜・京都教区新教区準備委員会の議決（2024年3月29日）を得て、2024年7月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に長浜教区並びに京都教区において、減免されている寺院又は教会は、本規程に基づき、減免するものとする。

京都教区 転退職慰労金給付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教務所員の転勤又は退職の際に支給する慰労金について定める。

(資金)

第2条 慰労金の円滑な支給を図るため、教区転退職慰労金給付資金（以下「給付資金」という）を設置し、教区事業費会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(教区雇員の退職金支給基準)

第3条 教区雇員の退職金支給基準は、別表1に定める支給基準額に勤続年数を乗じて算出された金額とする。

2 支給基準に定める勤続年数について、6カ月未満は切り捨て、6カ月以上は1年とみなす。

(錢別支給基準)

第4条 第3条に該当しない教務所員の錢別支給基準は、別表2に定める支給基準額に勤続年数を乗じて算出された金額とする。

2 勤続年数は5年を上限として算出するものとする。

3 支給基準に定める勤続年数について、6カ月未満は切り捨て、6カ月以上は1年とみなす。

(報告)

第5条 給付資金の経理は、毎会計年度の計算書及び保管方法を示す書類を作成し、教区監事の監査を経て、教区会・教区門徒会に報告しなければならない。

(規程の変更)

第6条 この規程を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

1 この規程は、長浜・京都教区新教区準備委員会の議決（2024年3月29日）を得て、2024年7月1日から施行する。

2 2024年6月30日現在、在職した長浜教務所員及び京都教務所員は、この規程による京都教務所員と見なし、その勤続年数は、従前の任命日から起算するものとする。

3 長浜教区並びに京都教区の諸会計残余金は、第2条の規定にかかわらず新教区発足当初の教区会及び教区門徒会の議決に基づき、本会計に繰り入れるものとする。

別表1

区分	支給基準額
3年以上勤務の教区雇員	本俸の1カ月分

別表2

区分	支給基準額
教務所長・次長	20,000円
主計・主事・教区駐在教導	15,000円
書記・嘱託	10,000円

京都教区 財政調整資金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教区事業費会計における年度間の収支の変動を調整し、もって財政の安定化を図るために必要な資金を確保するための措置について定める。

(資金)

第2条 前条の資金は、教区財政調整資金（以下「調整資金」という。）といい、教区事業費会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

2 調整資金は、教区事業費会計の歳計に不足が生じたときに、教区事業費会計の予算に計上して、その一部又は全部を使用することができる。

(報告)

第3条 調整資金の経理は、毎会計年度の計算書及び保管方法を示す書類を作成し、教区監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会に報告しなければならない。

(規程の変更)

第4条 この規程を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならぬ。

附 則

1 この規程は、長浜・京都教区新教区準備委員会の議決（2024年3月29日）を得て、2024年7月1日から施行する。

2 長浜教区並びに京都教区の諸会計残余金は、第2条第1項の規定にかかわらず新教区発足当初の教区会及び教区門徒会の議決に基づき、本会計に繰り入れるものとする。

京都教区 諸施設営繕資金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教務所及び教務支所並びに教務所員役宅を営繕するために必要な資金を確保するための措置について定める。

(資金)

第2条 前条の資金は、教区諸施設営繕資金（以下「営繕資金」という。）といい、教区事業費会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

2 営繕資金は、教区事業費会計の予算に計上して、その一部又は全部を使用することができる。

(緊急支出)

第3条 予測しえない災害等により緊急に営繕の必要が生じた場合、教務所長は、前条第2項の規定にかかわらず、教区会参事会及び教区門徒会常任委員会の議決を得て、営繕資金から費用の一部又は全部を支出することができる。

2 前項による支出を行った場合は、次の教区会及び教区門徒会に報告しなければならない。

(報告)

第4条 営繕資金の経理は、毎会計年度の計算書及び保管方法を示す書類を作成し、教区監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会に報告しなければならない。

(規程の変更)

第5条 この規程を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

1 この規程は、長浜・京都教区新教区準備委員会の議決（2024年3月29日）を得て、2024年7月1日から施行する。

2 長浜教区並びに京都教区の諸会計残余金は、第2条第1項の規定にかかわらず新教区発足当初の教区会及び教区門徒会の議決に基づき、本会計に繰り入れるものとする。

京都教区 会館護持金積立金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教務所及び教務支所の大規模営繕に備えるために必要な積立金を確保するための措置について定める。

(積立金)

第2条 前条の積立金は、教区会館護持金積立金（以下「会館積立金」という。）といい、保管金として別途にこれを経理する。

2 寺院及び教会は、別表1に定める会館護持金を納付するものとする。

3 会館積立金を使用する必要が生じた場合、特別会計を設定して、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

(報告)

第3条 会館積立金の経理は、毎会計年度の計算書及び保管方法を示す書類を作成し、教区監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会に報告しなければならない。

(規程の変更)

第4条 この規程を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、長浜・京都教区新教区準備委員会の議決（2024年3月29日）を得て、2024年7月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に規定される会館護持金の他、長浜教区並びに京都教区の諸会計残余金は、新教区発足当初の教区会及び教区門徒会の議決に基づき、本会計に繰り入れるものとする。

別表1

会館護持金	均等割額	門徒指数割額
1ヵ年	500円	100円

京都教区 事務内規

(趣旨)

第1条 この内規は、教区における謝礼、旅費、宿泊補助及び日当等の金額算出の基準を定める。

(講師礼)

第2条 講師への謝礼の算出は、別表1により行う。

(役職者への謝礼)

第3条 教区役職者への謝礼の算出は、別表2により行う。

(旅費及び宿泊補助)

第4条 講師及びスタッフ、会議出席者等の旅費、宿泊補助の算出は、別表3により行う。

(日当)

第5条 日当の算出は、別表4により行う。

(内規の変更)

第6条 この内規を変更しようとするときは、教区会参事会及び教区門徒会常任委員会の議決を得なければならない。

附 則

この内規は、長浜・京都教区新教区準備委員会の議決（2024年3月29日）を得て、2024年7月1日から施行する。

別表1

役職	謝礼額／1時間 (上限5時間)	謝礼額／1日
A 関係大学准教授・同講師 関係学校長・同教諭 住職・教師有資格者・門徒・一般	10,000円～20,000円	30,000円～60,000円
B 関係大学教授	20,000円～30,000円	60,000円～90,000円
C 関係大学学長（経験者含む） 関係大学名誉教授 その他これに準ずる者	30,000円～50,000円	90,000円～150,000円
D 一般の大学教授・同准教授 同講師・著名人	協議	協議
加算について		
2時間/1.5倍 3時間/2倍 4時間/2.5倍 5時間/3倍 (30分につき0.25倍ずつ加算する) なお、講義時間が1時間に満たない場合は、半額とする。 また、1日の講義時間が5時間以上の場合は、1日分の謝礼を支給する。		
宗務役員が講師の場合は、「宗務役員の旅費、日当、宿泊料及び特定の業務における手当に関する内規」を準用する。		

別表2

区分	規定額
教区監事	監査謝礼 1回/20,000円

別表3

旅費

使用路線（JR線・私鉄・バス・飛行機・船舶）の実費 旅費算出にあたり、旅費計算ソフト「駅すぱあと」（株式会社ヴァル研究所） を利用することができる。ただし、領収書及び請求書における精算を妨げない。 特急・急行・座席指定料（50km以上のみ支給）は、通常期料金を適用する。 乗車料金は、往復割引を適用する。
自家用車の利用
燃料費及び車両維持管理費として走行距離1kmにつき20円を支給する。 高速道路利用の場合は、実費を支給する。
※旅費は、100円未満を切り上げて支給する。
※講師への旅費に限り、1,000円未満を切り上げて支給することができる。
※自宅においてWEB会議に出席した者には旅費を支給しない。
※長浜第12組から長浜第24組及び敦賀組に属する者が長浜教務支所、長浜 別院、五村別院に出向した際の旅費は、長浜別院・五村別院に定める規則を 準用する。

宿泊補助

宿泊料・宿泊補助（1泊）
領収書及び請求書を添付のうえ、実費を支給する。
もしくは、8,000円を上限に宿泊補助を支給する。

別表4

区分	規定額
教区会議員 教区門徒会員 教区監事	教区会・教区門徒会 1日/2,000円
教区会参事会員 教区門徒会常任委員	教区会参事会・教区門徒会常任委員会 1日/2,000円
教区教化事業に関わるスタッフ	教区教化委員長が指定した事業 1日/2,000円

真宗大谷派 京都教区 坊守会規則

(名称)

第1条 本会は、真宗大谷派京都教区坊守会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を真宗大谷派京都教務所（京都府京都市下京区上柳町201番地）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、教区・特区・地区・組における坊守の学習・研鑽及び相互の連携並びに教化の推進に資する事業を実施することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 研修会の開催
- (2) 機関誌の発行
- (3) 各種関係団体との連携
- (4) その他必要と認めた事業

(会員)

第5条 本会は、教区内寺院・教会の坊守、前坊守、准坊守、及び本会の目的に賛同する者を会員とする。

(特区・地区・組坊守会)

第6条 本会は、特区に長浜特区坊守会、地区に地区坊守会、組に組坊守会を置く。

2 前項の規則は、別にこれを定める。

(総会)

第7条 総会は、第9条第1項第1号に定める会長（以下「会長」という。）が年1回これを招集し、予決算及びその他の議案を議決する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。

2 総会は、組坊守会会長で構成し、過半数の出席を以って成立する。なお、組坊守会会長が出席できない場合は、代理人を選定し出席させることができる。

3 総会は、次の業務を行う。

- (1) 予算及び決算の審議
- (2) 研修会の企画・立案・実施
- (3) 特区・地区・組坊守会との連絡調整・情報交換
- (4) 会費の徴収及び変更
- (5) その他必要な事項

4 会長は、総会で承認された事項について教務所長に報告しなければならない。

(常任委員会)

第8条 総会から委任された事項、緊急を要する事項、その他会長が必要と認めた事項を処理するため、総会に常任委員会を置き、次の各号に掲げる委員で構成する。

(1) 特区及び地区坊守会の代表者 9人

(2) 特区及び地区坊守会の代表者が必要に応じて指名した者 若干人

2 常任委員会の協議結果は、次の総会に報告しなければならない。

3 委員の任期は、3年とし、再任は妨げない。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、任期満了後も、後任者が就任するまで在任する。

(役員)

第9条 常任委員会に次の役員を置き、前条に定める委員の中から互選する。

- (1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 書記 2人

(4) 会計 1人

2 会長は、本会を代表し、会務を統理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

4 会計は、本会の会計及び金品の出納を管理し、その事務を処理する。

5 書記は、本会の事務に従事する。

(監事)

第10条 本会に監事2人を置き、前条に定める役員で協議し、会員の中から指名する。

2 監事は、会計の歳入及び歳出の決算を監査し、総会に報告する。

3 監事の任期は、3年とし再任は妨げない。ただし、補欠による監事の任期は前任者の残任期間とする。

4 監事は、任期満了後も後任が就任するまで在任する。

(議事)

第11条 総会及び常任委員会の議事は、会長が行う。

2 前項の議事は、過半数によって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(実行委員会)

第12条 第4条に掲げる事業を遂行するため、本会に実行委員会を設けることができる。

2 実行委員は、若干人とし、会員の中から会長が委嘱する。

3 実行委員は、当該事業の企画、立案及び実施にあたる。

4 実行委員の任期は、当該事業の終了をもって満了するものとする。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、助成金及び寄付金その他の収入を以てこれに充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(参考人及び宗務役員の会議への出席)

第15条 本会は、必要により参考人及び宗務役員の出席を求めることができる。ただし、採決には加わらない。

(規則の変更)

第16条 この規則を変更しようとするときは、総会において出席者の3分の2以上の多数で議決しなければならない。

附 則

1 この規則は、教務所長の承認を得て、2024年7月1日から施行する。

2 この規則施行の際、第8条第1項、第10条第1項の役職者の任期は、この定めに依らず2026年6月30日までとする。

3 この規則中、特区及び地区の区分は、教区教化委員会規則(2024年7月1日施行)に依る。

京都教区 推進員連絡協議会規則

(名称及び設置)

第1条 本会は、京都教区推進員連絡協議会と称し、事務所を京都教務所に置く。

(目的)

第2条 本会は、真宗同朋会条例に基づき、同朋会の趣旨の徹底及びその推進に当たる。

それぞれの寺院、組、特区、地区及び教区における同朋の会の充実と発展を期し、推進員の連携を図り、連絡調整及び必要な事業を行うことを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、教区内の推進員教習修了者をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的達成のために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 聞法会（学習会、研修会、本廟奉仕の実施）
- (2) 組推進員連絡協議会との連絡調整
- (3) 連区及び全国推進員連絡協議会との連携並びに連絡調整
- (4) 会報の発行
- (5) その他必要な事項

(代議員)

第5条 本会は、第4条の事業を企画立案し円滑に運営できるよう、代議員を各組より1人選出する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、代議員の中から互選により選出する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 会計 1人
- (4) 常任委員 4人
- (5) 監事 2人
- (6) 地区代表委員 10人

2 会長は、本会を代表して会務を統理し、連区及び全国の関係協議会に必要に応じて出席する。

3 副会長は、会長を補佐し、分担して庶務を掌理する。なお、会長に事故あるときはあらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

4 会計は、会計事務を担当する。

5 常任委員は、資料収集、組織拡充、会報の発行等に従事する。

6 監事は、本会の業務及び会計を監査し、総会に報告する。

7 地区代表委員は、地区との連携を図るものとする。

(任期)

第7条 前条で規定する役員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 本会の事業報告及び決算の承認、並びに事業計画及び予算、その他必要な事項について決定するため、年1回総会を開催する。

2 総会は、第5条に定める代議員によって構成する。

3 総会は、代議員の半数以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。

4 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(常任委員会)

第9条 組推進員連絡協議会の相互の充分な連携のもとに、第4条で規定する事業を円滑に遂行するため、本会に常任委員会を置く。

2 常任委員会は、第6条第1項第1号から第4号に掲げる役員で構成する。

3 常任委員会は、次の各号に掲げる事項を付議する。

- (1) 総会から委任された事項
- (2) 総会を開催するいとまのない臨時緊急の事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(地区代表委員会)

第10条 常任委員会の審議結果を確認・共有し、各地区との連携を図り、次の総会に報告するため、地区代表委員会を置く。

2 地区代表委員会は、地区代表委員及び第6条第1項第1号から第4号に掲げる役員で構成する。

(招集)

第11条 諸会議は、会長が必要に応じて招集する。

(職員の出席)

第12条 教務所の職員は、何時でも会議に出席して意見を述べることができる。

(会計)

第13条 本会の会計の予算は、会費及び助成金並びにその他の収入をもって歳入とし、研修費及び会議費並びにその他の支出をもって歳出とする。

2 会費は、毎年10月31日までに納入するものとする。

3 会計年度は、7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

(規則の変更)

第14条 この規則を変更しようとするときは、半数以上の代議員が出席した総会において、出席者の過半数の同意を得なければならない。

附 則

この規則は、教務所長の承認を得て、2024年7月1日から施行する。

真宗大谷派 京都教区 仏教青年会規則

(名称)

第1条 本会は真宗大谷派京都教区仏教青年会と称する。

(目的)

第2条 本会は、教区内の青年が親鸞聖人の教えをとおし、悩み、問い合わせ、共に話し合い考えていくことを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は事務所を真宗大谷派京都教務所内に置く。

(活動)

第4条 本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 学習会、研修会、講演会等の開催
- (2) 諸機関との連絡、提携並びに行事への参加
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本会は本会の趣旨に賛同して、会費を納入した者をもって組織する。

2 会費については、別にこれを定める。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、任期を2年とする。ただし、再任を妨げない。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1 人 |
| (2) 副会長 | 1 人 |
| (3) 庶務 | 1 人 |
| (4) 会計 | 1 人 |
| (5) 常任委員 | 若干人 |

2 会長及び副会長は、総会において選出された者とする。

3 庶務及び会計並びに常任委員は、会長が委嘱した者とする。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、一切の事務を統理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 庶務は常任委員会等の議事録を作成する。
- (4) 会計は本会会計一切の事務を処理する。
- (5) 常任委員は、それぞれの分掌業務を執行する。

(教務所員)

第8条 教務所員は、何時でも会議に出席して発言することができる。

(総会)

第9条 総会は、本会の議決機関であり、年1回会長が召集し、事業計画、予算及びその他の議案を議決し、事業報告及び決算を承認する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時にこれを召集することができる。

2 総会に議長を置き、議長は、会議のつど出席会員の互選によって定める。

3 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

4 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第10条 常任委員会は、本会の執行機関であり、第6条の役員をもって構成し、会長が召集し、事業計画及び予算を立案し、事業を執行する。

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、教区助成金及び寄付金その他の収入をもってこれに当て

る。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(監事)

第13条 本会に、監事1人をおく。

- 2 監事は、総会において選任された者とする。
- 3 監事の任期は、役員の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。
- 4 監事は、毎年本会の決算を監査し、総会に報告する。

(規則改正)

第14条 この規則の改正は、総会において出席者の3分の2以上の多数によって議決した後、京都教務所長の承認を受けなければならない。

附 則

この規則は、教務所長の承認を得て、2024年7月1日から施行する。

真宗大谷派 京都教区 児童教化連盟規則

(名称)

第1条 本連盟は、真宗大谷派京都教区児童教化連盟（以下「連盟」という）と称する。

(事務所)

第2条 事務所を京都市下京区花屋町通烏丸西入京都教務所内に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、教区内日曜学校、寺院子ども会等の相互の連携を図るとともに、児童教化を志すものの育成、並びに、児童教化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 児童教化に関する調査、研究、並びに、指導者研修会の開催
- (2) 青少年教化事業への参加
- (3) 教区児童大会の支援と協力
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本連盟は、次の各号に掲げる会員で組織し、真宗大谷派児童教化連盟に所属するものとする。

- (1) 正会員 本連盟の目的に賛同して入会した満十八歳以上の個人
- (2) 準会員 本連盟の目的に賛同して入会した高校生及び中学生
- (3) 賛助会員 本連盟の事業を賛助する個人又は団体

2 会員は、別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(役員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人
- (3) 書記 1人
- (4) 会計 1人
- (5) 常任委員 若干人

2 委員長は、総会において正会員の中から選出し、本連盟を代表し、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長が正会員の中から委嘱し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した順序によりその職務を代理する。

4 書記は、委員長が正会員の中から委嘱し、事務を処理する。

5 会計は、委員長が正会員の中から委嘱し、会計事務を処理する。

6 常任委員は、委員長が正会員の中から委嘱し、事業達成のための企画立案、実行に務める。

(役員任期)

第7条 役員の任期は、3年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監事)

第8条 本連盟に監事2人を置く。

2 監事は、総会において正会員の中から選出し、会計を監査し総会に報告する。

3 監事の任期は、役員の任期に準ずる。ただし再任を妨げない。

(顧問)

第9条 本連盟は、必要により顧問を置くことができる。

2 顧問は、常任委員会の推薦により委員長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、委員長の諮詢に応ずる。

(総会)

第10条 本連盟は、毎年1回総会を開く。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時

にこれを聞くことができる。

- 2 総会は、委員長が会員を招集し、正会員の過半数の出席をもって成立する。総会は、事業計画、予算及びその他の事項を議決し、決算を審査する。
- 3 総会の議長は、会議のつど出席正会員の互選で定める。
- 4 総会の議決は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 正会員は、総会に出席できないときには、委任状の提出をもって出席に代えることができる。
- 6 準会員及び賛助会員は総会に出席し意見を述べることはできるが、表決に加わることはできない。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、役員で組織し、委員長がこれを招集する。

- 2 常任委員会は、総会から付託を受けた事項及び委員長が必要と認めた事項について協議決定する。
- 3 常任委員会で決定した事項は、次の総会に報告しなければならない。

(教務所員)

第12条 教務所員は、いつでも会議に出席し、意見を述べることができる。

(経理)

第13条 本連盟の経費は、会費、教区助成金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 本連盟の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(規則改正)

第14条 本規則を改正するときは、総会出席正会員の三分の二以上の同意を経て、京都教務所長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、教務所長の承認を得て、2024年7月1日から施行する。
- 2 本連盟規則施行の際、現に会員である者は、この規則における正会員とみなす。ただし、高校生及び中学生は準会員とみなし、本連盟の事業を賛助すべく会費を納入している者はこの規則における賛助会員とみなす。
- 3 本連盟規則施行の際、現に在職する役員は、この規則における役員とみなし、その任期は、第7条第1項の規定に関わらず、2026年6月30日をもって満了する。

真宗大谷派 京都教区 深堂衆会規則

(名称)

第1条 本会は、真宗大谷派京都教区准堂衆会と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所は、真宗大谷派京都教務所に置く。

(目的)

第3条 本会は、真宗大谷派の声明・儀式・作法の研鑽・修練を目的とし、儀式行事を通して教化を推進し、指導者の養成と相互の親睦をはかる。

(会員)

第4条 本会は、京都教区内の僧侶の内、中央声明講習の別科課程修了者及び准堂衆・准堂衆補にして本会の趣旨に賛同する者を以て会員とする。また、賛助会員をおくことができる。

(事業)

第5条 本会は、目的達成のため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 研修会及び講習会の開催
- (2) 声明・莊嚴・儀式作法の研究・学習
- (3) 教区、特区、地区、組の教化活動への参加・奉仕
- (4) 教区内外寺院の行事への奉仕活動
- (5) 他教区准堂衆会、准堂衆相互の連絡・連携
- (6) その他必要と認めた事業

(指導)

第6条 本会の活動は、必要に応じ真宗大谷派 宗務所 本廟部 式務所員及びそれに準ずる方の指導を受ける。

(役員の種類)

第7条 本会は、次の各号に掲げる役員を置き、役員会を構成する。

- (1) 会長：1人
- (2) 副会長：1人
- (3) 事務局員：3人
- (4) 監事：2人

2 前条第3号に掲げる事務局員3人のうち1人は、京都教務所に所属する宗務役員とする。

(役員)

第8条 会長は、総会において選出し、会務を統理する。

2 副会長は、総会において選出し、会長を補佐する。会長に事故ある時は、これを代行する。

3 事務局員は、総会において会員の内から互選し、会計・一般事務を処理する。

4 監事は、総会において選出し、会計監査をする。

5 前条第1項の各号に掲げる役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(総会)

第9条 役員の選出・予算決算等の議案は、総会で審議する。

2 会長は、決議事項を京都教務所長に速やかに報告する。

3 総会は、総会員の3分の1以上の出席がなければ議事を開き、決議することができない。

4 総会の議長は、総会に於いてこれを選出する。

(定期総会)

第10条 定期総会は、年1回会長がこれを招集する。

(臨時総会)

第11条 会長は、次の各号に定める場合において、臨時総会を招集しなくてはな

らない。

- (1) 会長が必要と認める場合
- (2) 役員会に於いて、臨時総会を開くことが決議された場合
- (3) 総会員の3分の1以上の請求があった場合

(役員会)

第12条 会長は、次の各号に定める場合において、役員会を招集しなくてはならない。

- (1) 会長が必要と認める場合
- (2) 総会員の3分の1以上の請求があった場合

(顧問、相談役)

第13条 本会は、顧問・相談役を置くことができる。顧問・相談役は、役員会において推挙し、総会に報告する。

(会計)

第14条 本会の会計は、会費・助成金・寄付金その他の収入を以て充てる。

2 会費は、総会で決議する。

3 会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(改正)

第15条 この規則は、総会において出席者の過半数の議決をもって改正することができる。

附 則

この規則は、教務所長の承認を得て、2024年7月1日から施行する。

真宗大谷派 京都教区 教誨師・篤志面接委員会規則

(名称)

第1条 本会は、真宗大谷派京都教区教誨師・篤志面接委員会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を真宗大谷派京都教務所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、真宗の教えに基づき、同朋社会の顕現を願い、教区内教誨師及び篤志面接委員が教誨の充実及び矯正事業に協力することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 教区内教誨師及び篤志面接委員の研修援助
- (2) 教区内矯正施設、その他関係機関との連絡及び協力
- (3) その他必要な事業

(組織)

第5条 本会は、真宗大谷派教誨師・篤志面接委員会会則に則り、京都教区に在籍する次の各号に該当する者（以下「会員」という）で組織する。

- (1) 教誨師
- (2) 篤志面接委員

(役員)

第6条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 1人

2 会長は、本会を代表し、会務を統理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

5 役員は会員の互選とする。

6 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補充により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会員の辞職)

第7条 会員が辞職しようとするときは、その旨をすみやかに会長に届け出なければならぬ。

2 前項による届け出があった場合は、第6条に定める会長及び副会長が後任候補者を選定し、教務所長に報告するものとする。

(年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(経費)

第9条 本会の経費は会員の会費及び本山及び教区の助成金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は、別に定める。

(慶弔)

第10条 会員の慶弔に関する取扱いについては、別に定める。

(会計及び事務)

第11条 本会の会計及び事務は、教務所が行う。

(規則変更)

第12条 本規則の変更は、本会の承認を得、教務所長の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、教務所長の承認を得て、2024年7月1日から施行する。

真宗大谷派 京都教区 保護司会規則

(名称)

第1条 本会は、真宗大谷派京都教区保護司会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を真宗大谷派京都教務所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、宗祖親鸞聖人の教えに基づき、教区内の更生保護活動の充実発展に資し、
本会に所属する保護司の連絡交流を図ることを目的とする。

(真宗大谷派保護司会との連携及び関係機関への協力)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、真宗大谷派保護司会と連携し、必要に応じ
て更生保護施設及びその他関係機関への協力をを行う。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 教区内保護司の研修及び連絡交流に関する事業
- (2) その他必要な事業

(会員)

第6条 本会は、京都教区の寺院及び教会に籍を置く寺族であって保護司である者とする。

ただし、京都教区の寺院及び教会に所属する門徒であって保護司である者については、
所属寺院教会の住職及び教会主管者もしくはその代務者の推薦によって会員となること
ができる。

- 2 本会に所属する保護司は、必ず真宗大谷派保護司会に所属するものとする。
- 3 保護司を退任したとき、もしくは第12条に定める会費を3カ年度以上納入していな
いときは、本会を退会したものとみなす。

(役員会の構成)

第7条 本会に役員会を置き、次に掲げる役員で構成する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 会計 1人
- (4) 庶務 1人

- 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 第1項の役員は、本会の会員の中から会員の互選によって選出する。
- 4 役員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- 5 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、任期満了後も、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行う。

(監事)

第8条 本会に監事2人を置く。

- 2 監事は、会員の中から役員会の同意を得て会長が選任する。
- 3 監事は役員を兼ねることができない。
- 4 監事の任期は3年とし、再任を妨げない。
- 5 監事は、毎年度本会の会計を監査し、総会に報告する

(顧問)

第9条 本会に顧問若干人を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の会員であった者の中から役員会の同意を得て会長が委嘱する。ただし、
顧問の委嘱は1回を上限とする。
- 3 顧問は、会長が必要と認めたときは、会議に出席して意見を述べることができる
- 4 顧問の任期は、委嘱した会長の任期による。

(総会及び役員会)

第10条 総会は、年度1回会長が招集する。ただし、必要があるときは、会長は臨時に

これを召集することができる。

2 役員会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

(会計)

第11条 本会の経費は、会員の会費、助成金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計に、必要に応じて特別会計を設けることができる。

3 本会の会計は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(会費)

第12条 本会の会員は、年度ごとに会費を納入しなければならない。

2 会長は、毎年度総会に諮って会費の金額を決定しなければならない。

3 各年度の会費の納入期限は、前条第3項に定める会計年度の終了日とする。

(宗務役員の会議への出席)

第13条 京都教務所に所属する宗務役員は、何時でも会議に出席し、発言することができる。

(規則変更)

第14条 この規則の変更は、総会の議決を得、教務所長の承認を得なければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、会長が役員会の議を経て決定する。

附 則

この規則は、教務所長の承認を得て、2024年7月1日から施行する。

真宗大谷派 京都教区 靖国問題学習会規則

(名称)

第1条 本会は、真宗大谷派京都教区靖国問題学習会と称する。

(目的)

第2条 本会は、教団の歴史的課題である靖国問題と部落問題が、すぐれて真宗信心の課題であること、わが身の問題であることを明らかにし、同朋会運動を推進することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を真宗大谷派京都教務所内に置く。

(活動)

第4条 本会は、学習活動として次の事業を行う。

- (1) 学習会、講演活動の開催
- (2) 出版活動
- (3) 教区内外の諸機関との連絡、連携
- (4) その他必要な事業

(組織)

第5条 本会は、学習会の願いに呼応・賛同する真宗門徒たらん人をもって構成し、代表者と会計責任者を置く。

(経理会計)

第6条 本会の経理は、会費と教区助成金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

3 会費は、別に定める。

(規則改正)

第7条 本規則を改正するときは、総会出席会員の3分の2以上の同意を経て、京都教務所長の承認を受けなければならない。

附 則

この規則は、教務所長の承認を得て、2024年7月1日から施行する。

真宗大谷派 京都教区 福島の子どもたちの一時避難受け入れの会規則

(名称)

第1条 本会は、真宗大谷派京都教区福島の子どもたちの一時避難受け入れの会と称する。

(目的)

第2条 本会は、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能飛散により、不安のなかで生活する福島の子どもたち及びその近親者を、一時期でも放射線数値が低い環境への避難と、保養のための受け入れを行うことを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を京都市下京区諏訪町通六条下ル上柳町201番地真宗大谷派京都教務所内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福島の子どもたちの一時避難受け入れ
- (2) 放射能の被害等に関する学習、研修会の開催
- (3) 本会の趣旨に沿う諸団体との交流
- (4) その他必要な事業

(会員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同し、前条に定める事業に参加する者及び活動支援金を納入する者をもって会員とする。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 庶務 1人
- (4) 会計 1人
- (5) 常任委員 若干人

2 会長は、総会において選出し、本会の会務を統理し、本会を代表する。

3 副会長は、総会において選出し、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 庶務は、会長が委嘱し、本会の事務を処理する。

5 会計は、会長が委嘱し、本会の会計事務を処理する。

6 常任委員は、会長が委嘱し、本会の事業を企画する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監事)

第8条 本会に、監事1人を置く。

2 監事は、総会において選出し、本会の会計を監査する。

3 監事の任期は、前条を準用する。

(総会及び役員会)

第9条 総会は、毎年1回会長がこれを招集する。ただし、必要に応じて臨時にこれを招集することができる。

2 役員会は、会長が必要に応じてこれを招集しなければならない。

(会計)

第10条 本会の経費は、支援金、助成金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

3 本会の事業及び決算は、総会において報告し、その承認を得なければならない。

(教務所員の会議への出席)

第11条 教務所員は、いつでも会議に出席し、意見を述べることができる。

(規則の改正)

第12条 この規則を改正しようとするときは、総会において会員の過半数の同意を経て、京都教務所長の承認を受けなければならない。

(解散)

第13条 本会を解散しようとするときは、総会において会員の3分の2以上の同意を得て、京都教務所長の承認を受けなければならない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会の議を経て、決定する。

附 則

この規則は、教務所長の承認を得て、2024年7月1日から施行する。